

## 市第73号議案

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正  
横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

### 横浜市条例（番号）

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年 9 月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第31条」を「第32条」に改める。

第 2 条第 4 号中「第 2 項」の次に「（これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第 5 条中「第27条第 1 項前段」を「第28条第 1 項前段」に改める。

第 8 条第 1 項第 1 号中「第28条」を「第29条」に改める。

第14条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は法第19条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

### 提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるとともに、法第32条の規定に基づき特定個人情報情報の利用及び提供の制限等に関し横浜市個人情報情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）の特例を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

（第1号から第3号まで省略）

(4) 情報提供等記録 法第23条第1項及び第2項（これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報という。

（特定個人情報保護評価における意見の聴取）

第5条 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、法第28条第1項前段  
第27条第1項前段の規定に基づく個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項に規定する評価書に記載された当該特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報保護条例第58条第1項の規定により設置された横浜市個人情報保護審議会の

意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(利用停止請求の特例)

第8条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき開示を受けたもの又は他の法令若しくは条例（以下この項において「法令等」という。）の規定により個人情報保護条例第31条第1項各号に規定する方法と同一の方法で開示を受けたものに限る。）が、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（次項及び次条第1項において「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、個人情報保護条例第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して利用されているとき、法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は法~~第29条~~<sup>第28条</sup>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(第2号及び第2項省略)

(情報提供等記録の提供先への通知)

第14条 実施機関は、個人情報保護条例第37条第1項の規定に基づく情報提供等記録の全部又は一部の訂正を実施した場合において

、必要があると認めるときは、総務大臣及び情報照会者若しくは  
情報提供者又は法第19条第8号に規定する条例事務関係情報照会  
提供者  
者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等  
記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。  
）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。